



しながわ観光大使
Cinnamoroll

品川区子育てファミリー世帯 転居費用助成事業

住み替えが必要となった子育て世帯に対し、住み慣れた品川に長く住み
続けられるよう、転居費用の一部を助成します！

基本額

購入住宅の場合

最大 **30** 万円

または

賃貸住宅の場合

最大 **15** 万円



多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）は

2万円を一律加算

※予算額に達した時点で、受付終了となります

※ペーパーレス推進のため、原則電子申請をご利用ください

© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722

問合せ先

品川区 住宅課 住宅運営担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36（本庁舎6階）

TEL 5742-6776

FAX 5742-6963

目次

1. 子育てファミリー世帯転居費用助成事業とは	1 ページ
2. 助成金交付の要件	2 ページ
3. 手続きの流れ	3 ページ
4. 申請に必要な書類一覧	4 ページ
5. Q & A (よくある質問)	9 ページ



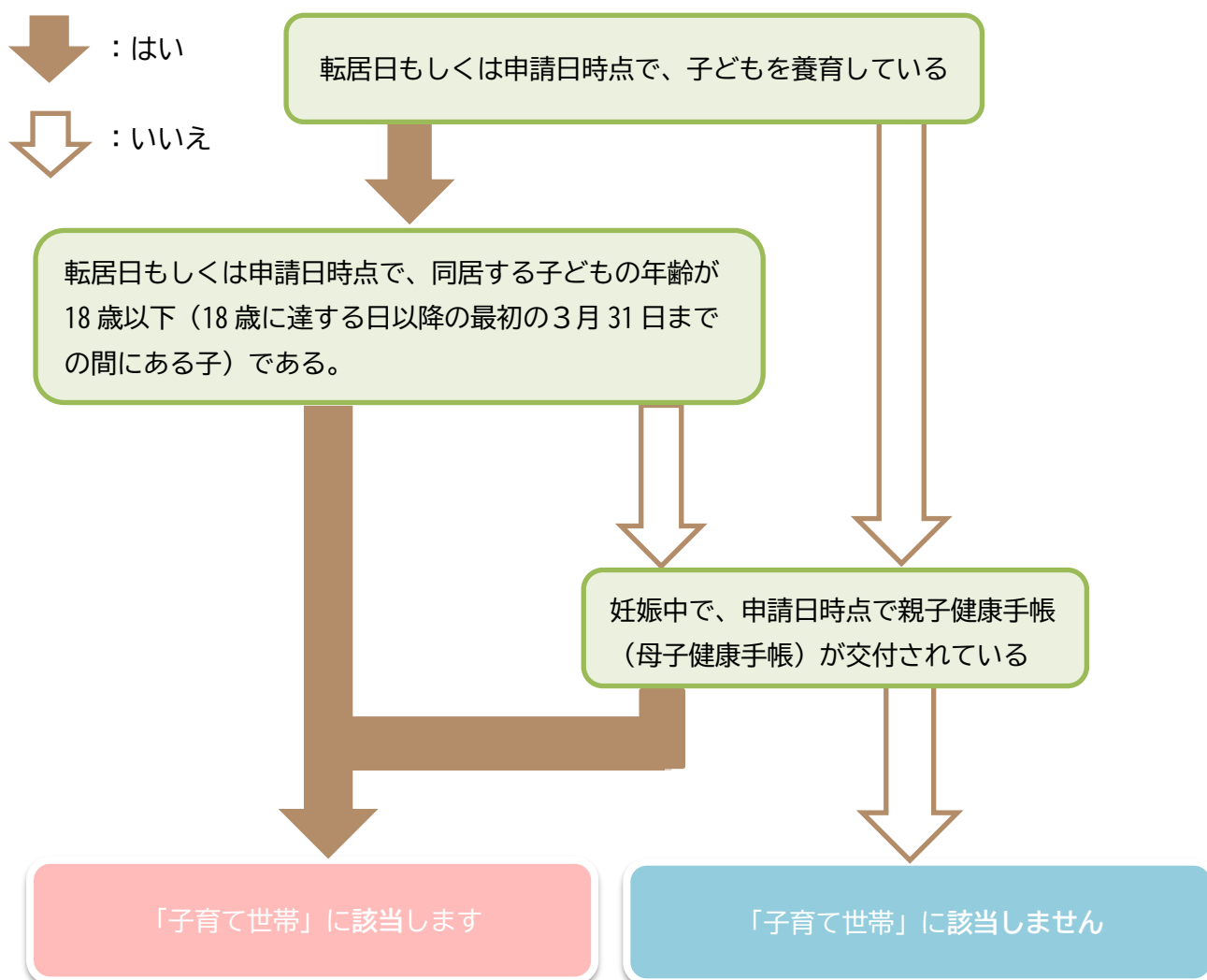
1. 子育てファミリー世帯転居費用助成事業とは

住み替えが必要となった子育て世帯の区内での定住化を促進し、子育て世帯の定住促進および地域経済の活性化に寄与するため、区内に在住する子育て世帯に対して区内での転居費用の一部を助成する事業です。

子育て世帯とは…

転居日もしくは申請日において、同居する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）を養育する世帯をいい、ひとり親世帯を含みます。また、申請日時点で、妊娠中で親子健康手帳（母子健康手帳）が交付されている場合も含みます。

<確認フローチャート>



●助成額

- (1) 対象住宅が、区内に新たに建築または購入した住宅（以下、「取得した住宅」とします）の場合は、一世帯につき上限 **30 万円** 助成します
- (2) 対象住宅が、区内の民間賃貸住宅の場合は、一世帯につき上限 **15 万円** 助成します
- (3) (1)(2)の場合において、子ども（胎児を含む）が3人以上いる多子世帯については、**2 万円** を一律加算します

※予算の範囲内で一世帯 1 回限り

※転居に際して要する費用（引越費用、仲介手数料、登記費用、礼金）の合算額

2. 助成金交付の要件

以下の全ての要件を満たし、**区内から区内に転居した日から 6 ヶ月以内**に申請することが必要です。また、以下要件⑦の注釈3に記載のとおり、売買契約や建築工事請負契約、賃貸借契約については、**令和8年4月1日以降に契約を締結していること**が要件となります。

なお、申請内容や提出書類の不備があった場合も含めて、住民票上の住所を定めた日から 6 ヶ月以内にご提出いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

世帯関係の要件		✓
①	申請日において、世帯に属する者すべてが対象住宅に居住し、住民票上の住所を有していること	
②	申請日において、満2歳未満の子どもを除く世帯に属する者すべてが区内に 2年以上 継続して住所を有し、現に居住していること	
③	世帯に属する者すべてが転居した日から起算して引き続き 5年以上 区内に居住予定であること（※1）	
④	町会・自治会に加入していること および地域の行事や防災訓練等に参加するなど地域住民との調和を図る意思があること（※2）	
⑤	世帯に属する者すべてが区市町村民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないこと	
⑥	転居前の住宅が民間賃貸住宅の場合、転居前の賃貸借契約に基づき世帯に属する者いずれかが家賃の支払を行っており、かつ、直近6箇月間の家賃の支払を滞納していないこと	
⑦	世帯に属する者すべてが過去に区営住宅または区民住宅の使用料を滞納していないこと ※ただし、過去に滞納したことがある者で、申請日において完納している場合はこの限りでない	
⑧	世帯に属する者すべてが過去にこの支援事業を利用していないこと	
⑨	当該転居費用について、品川区の他の助成制度を利用していないこと	
⑩	世帯に属する者すべてが生活保護又は中国残留邦人支援給付を受けていないこと	
⑪	世帯に属する者すべてが暴力団関係者又は暴力団員（品川区暴力団排除条例（平成24年7月9日品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと	
⑫	申請者世帯に日本の国籍を有しない者がいる場合、その者が在留資格を有していること。	
対象住宅の要件		
⑬	建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合又は同等の耐震性能を有していること	
⑭	区内に所在する自己居住用の住宅であること	
⑮	世帯に属する者いずれか1人以上が契約名義人となり、区内に新たに建築した住宅（注文住宅等）または区	

	内に新たに購入した住宅（建売・分譲・中古戸建て住宅、新築・中古マンション等）、若しくは区内の民間賃貸住宅であること ※ただし、社宅、従業員寮その他の企業等の福利厚生目的のための住宅、相続により取得した住宅および取得を伴わない親世帯への同居等は除く	
⑯	（新たに取得した住宅の場合） 世帯に属する者いずれか1人以上が契約名義人となり、新たに売買契約又は建築工事請負契約を締結した区内の自己居住用の住宅であること（※3） （民間賃貸住宅の場合） 世帯に属する者いずれか1人以上が契約名義人となり、新たに賃貸借契約を締結した区内の自己居住用の住宅であること（※3）	
⑰	住宅の用に供する部分の占有面積（当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。）が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）（令和8年3月27日閣議決定）における、住宅性能水準の規模以上であること	

※1：居住状況について、現況を確認することがあります。

※2：町会・自治会の加入状況等については、該当町会・自治会に確認および共有することがあります。

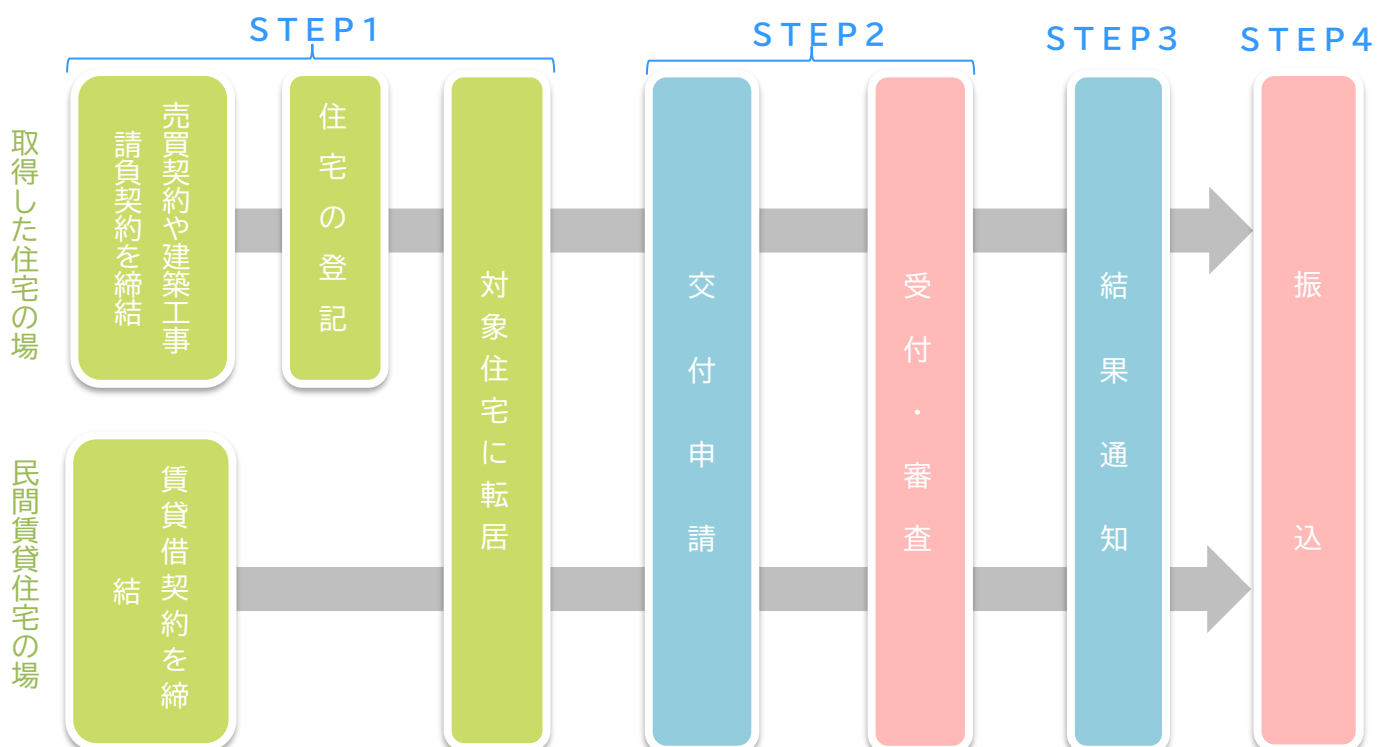
※3：売買契約や建築工事請負契約、賃貸借契約については、令和8年4月1日以降に契約を締結していることが要件となります。また、法人名義で契約した住宅、品川区営住宅、品川区立区民住宅、東京都営住宅、東京都都民住宅及び社宅、従業員寮その他の企業等の福利厚生目的のための住宅、相続により取得した住宅および取得を伴わない親世帯への同居は対象外です。

<参考：住宅性能水準について>

以下、国土交通省の住生活基本計画から抜粋です

「これまでの単身世帯の最低居住面積水準が25㎡以上とされてきたことも留意しつつ、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする。」

3. 手続きの流れ



STEP 1：契約締結～対象住宅に転居

- ・令和8年4月1日以降に売買契約や建築工事請負契約、賃貸借契約を不動産会社等と締結されたものを対象とします。
- ・本事業は転居費用の実費の一部を助成するため、転居に際して要する費用（引越費用、仲介手数料、登記費用、礼金）の領収証等のコピーを申請時にご提出いただきますので保管していただくをお願いします。

STEP 2：交付申請

- ・転居後、転居した日（住民基本台帳上の転居日）から6ヵ月以内に申請を行ってください。
- ・ペーパーレス推進のため、原則電子申請をご利用ください。
- ・申請書類が不備なく全て整ったことを確認後、受け付け、書類等の審査を行います。
- ・審査状況により、追加資料を求める場合は実態調査を実施する場合があります。

STEP 3：結果通知

- ・受付後、約3～4週間で審査結果を郵送します。

STEP 4：振込

- ・結果通知後、2～4週間で指定口座に振り込みます。

4. 申請に必要な書類一覧

以下書類を全て揃え、提出してください。不備・不足の無い申請書類から順番に受理いたします。
提出書類に不備がある場合は審査を進めることができません。時間に余裕をもって書類の準備や申請を行うようお願いいたします。

※予算額に達した時点で、受付終了になります。

※申請書類の情報は個人情報の保護に関する法律（令和7年6月18日号外法律第70号）第61条に則り本事業のみに使用いたします。

※助成対象外となってしまった申請書類は区で適切に廃棄いたします。

No.	必要書類	内容・注意事項等	✓
①	品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業申請書（第1号様式）	区ホームページよりダウンロードしてください。記載方法については、記入例を参照してください。 ※窓口または郵送で提出する場合は消えるボールペン不可のため、ご注意ください	☐
②	品川区子育てファミリー世帯転居費用助成金請求書（第2号様式）	区ホームページよりダウンロードしてください。記載方法については、記入例を参照してください。 ※窓口または郵送で提出する場合は消えるボールペン不可のため、ご注意ください	☐
③	申請者世帯全員の住民票の写し	・「世帯主」との「続柄」の記載があるもの。 ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ・外国籍の方は、国籍、特別永住者等の区分、在留資格、在留期間等の記載があるもの。 ※品川区が個人情報等を照会することに同意し、申請書の資格確認同意欄に署名がある場合は省略可 ⚠ このような点をチェックします ・申請書の記載内容（住所・氏名・年齢や世帯構成等）と住民票の内容に相違がないか	☐

④	申請者世帯全員の区市町村民税納税証明書（または非課税証明書） ※「課税証明書」ではありません。	<u>18歳以上の方、全員の証明書が必要</u>です。 【納税証明書の場合】 申請が4月～7月…前年度の納税証明書 申請が8月～3月…今年度の納税証明書 ・納税証明書について、発行のタイミングや特別徴収（会社員の方等）の場合等において、滞納がない場合でも未納額や滞納額が記載される場合があります。 住民税は、6月から翌年5月までの12か月で1年間としているため、例えば9月に納税証明書を発行した場合、翌年5月までに納税すべき額で納期を迎えていないものがあるため、未納額や滞納額の記載がされていても問題ありません。 ただし、審査の都合上、内容を確認させていただく場合や資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。 ※基準日現在品川区に住所登録があり、品川区が個人情報等を照会することに同意し、申請書の資格確認同意欄に署名がある場合は省略可	□
⑤	子育て世帯に妊婦がいる場合、親子健康手帳（母子健康手帳）の写し	・<u>妊娠中の方がいる場合のみ提出してください。</u> ・表紙および出生予定日の記載があるページの写しを提出してください。	□
⑥	転居前の住宅についての確認書類 ・<u>転居前の住宅が持家の場合、</u> 世帯員のうち納税の義務がある者全員の固定資産税・都市計画税納税証明書（前年度分） ・<u>転居前の住宅が賃貸住宅の場合、</u> 直近6ヵ月分の転居前の住宅の家賃の支払い状況を証明する書類（家賃帳、振込明細書等）	<u>転居前の住宅が持家の場合</u> →固定資産税・都市計画税納税証明書 <u>転居前の住宅が賃貸住宅の場合</u> →通帳、家賃帳、振込明細書等 ※通帳の場合、名義人がわかるページもお持ちください	□
⑦	転居後の住宅についての確認書類 ・<u>転居後の住宅が取得した住宅の場合、</u> 対象住宅の建築工事請負契約書または売買契約書の写し ・<u>転居後の住宅が民間賃貸住宅の場合、</u> 賃貸借契約書の写し	・住宅の所在地、契約者名義、契約者押印、契約・竣工年月日が確認できるページの写しを添付してください。 ・必ず契約書を添付してください。契約書以外の「引渡確認書」等は不可です。 ⚠ このような点をチェックします ・助成対象住宅を契約した事実があるか ・助成対象住宅の所在地が住民票記載の住所地と一致しているか	□

⑧	転居費用の金額が分かる領収書その他それを証する書類	<u>転居後の住宅が取得した住宅の場合</u> →引越費用（※１）の領収証および内訳書のコピー、仲介手数料・登記費用の領収証 <u>転居後の住宅が民間賃貸住宅の場合</u> →引越費用（※１）の領収証および内訳書のコピー、礼金・仲介手数料の領収証 ※１：金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先の所在地、内訳の記載がある見積書（または内訳書）兼契約書を併せて添付すること ----- 【上記書類がない場合】 ・礼金、仲介手数料の領収証がない場合は以下の(1)と(2)の組み合わせをご提出ください (1) 請求書、清算書、計算書等のいずれか（※２） (2) 振込明細書、通帳等のいずれか（※３） ※２：礼金と仲介手数料の各金額が明記されていること ※３：(1)と(2)の総額が一致していること ・その他書類について、確認できる書類がない場合は助成しかねますこと予めご了承ください ⚠ このような点をチェックします ・引越費用の領収書の金額に、助成対象外費用（家具・家電購入費など）が含まれていないか	□
⑨	住宅の用に供する部分の占有面積が分かる書類	・住宅の契約書に記載がある場合は、⑦との併用可能です。 ⚠ このような点をチェックします 助成対象住宅が３ページに記載の面積条件を満たしているか	□
⑩	転居先の町会・自治会加入が分かる書類（町会・自治会費の領収証等）	口座引き落としの場合は銀行アプリの振込が確認できる画面スクリーンショットや通帳の写しも可能です。マンションにお住まいの場合はマンションの契約書の写しおよびマンション管理費の明細書等も可能です。 ※町会・自治会の加入状況については、該当町会・自治会に確認および共有することがあります	□

⑪	対象住宅が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることが分かる書類	※建築が昭和 56 年 5 月以前の場合、以下新耐震基準を満たすことの証明書類を添付してください イ 耐震基準適合証明書 ロ 住宅性能評価書 ハ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書 ニ 建物契約時の重要事項証明書（「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること） ホ その他、新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類 ※「登記簿謄本」や「登記事項証明書」、「住宅の契約書等にある建築（新築）年月日の記載」等は、新耐震基準に適合している証明とはなりません。	□
⑫	品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業アンケート	区ホームページよりダウンロードしてください。 ※窓口または郵送で提出する場合は消えるボールペン不可のため、ご注意ください	□

⚠️ ご注意ください ⚠️

- ・助成対象となる引越費用は、転居前の住宅で使用していた家具・家電の運搬にかかる諸費用のみです。家具・家電購入費は対象外です。
- ・助成金は申請者名義の指定口座への振込みとなります。（現金払いではありません。）
- ・助成金に千円未満の端数があるときは切捨てします。
- ・申請者世帯が支払ったもののみが助成対象です。
- ・本申請時に必要書類が揃っているもののみが助成金の対象となります。一括してお支払いしますので、一部だけを先に支払うことはできません。
- ・必要事項が記載されていない領収書等は、助成の対象外となる場合があります。様式の例が 8 ページに記載されていますので、必ず事前にご確認の上、不足事項があれば業者に補記を求めてください。
- ・虚偽の申請で資格要件を欠いていたことが助成決定後に判明したときは、遡って助成決定を取り消すとともに、助成金の全額を返納していただきます。
- ・助成金は所得税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。（申請方法については所管の税務署にお尋ねください。）

●礼金、仲介手数料の領収書について

下記例のとおり、礼金、仲介手数料それぞれの領収書が必要です。また、礼金については、貸主（大家さん）からの領収書としてもらってください。

（礼金について複数の項目にまたがる領収書の場合は、内訳とそれぞれの金額が記入されたものをご提出ください。）※必ず、領収書と金額が一致する内訳書（見積書や契約書）を提出してください。

領 収 書 品川 太郎 様 ¥100,000－ （ただし、〇〇マンション〇号室の賃貸借契約に伴う礼金として） 上記金額正に領収いたしました。 令和〇年〇月〇日 収入 印紙 〇〇マンション 貸主 〇〇 〇〇	申請者または世帯員の個人名義 フルネームの記載があること	領 収 書 品川 太郎 様 ¥100,000－ （ただし、〇〇マンション〇号室の賃貸借契約に伴う仲介手数料として） 上記金額正に領収いたしました。 令和〇年〇月〇日 収入 印紙 △△△不動産
--	---	---

●引越費用および領収書について

引越し業として国土交通省の許可を受けていない違法業者等の事業者は使用できません、契約時には、登録番号（例：関自〇第〇〇号等）および引越運送約款の提示を求め、確認してください。

領 収 書 品川 太郎 様 ¥100,000－ （ただし、引越費用として） 上記金額正に領収いたしました。 令和〇年〇月〇日		申請者または世帯員の個人名義 フルネームの記載があること	※区※町 1-1-1 ※引越センター
--	--	---	----------------------------------

見積書(または内訳書)兼契約書 品川 太郎 様 現住所 東京都品川区※※町 ※-※-※ ※※アパート ※※号室 ↓ 転居先 東京都品川区※※町 ※-※-※ △△マンション ※※号室	申請者または世帯員の個人名義 フルネームの記載があること	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">内 訳</th> <th style="text-align: right;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>車輜・運賃</td><td style="text-align: right;">25,000</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">40,000</td></tr> <tr><td>梱包・開梱</td><td style="text-align: right;">15,000</td></tr> <tr><td>エアコン・洗濯機設置料</td><td style="text-align: right;">13,000</td></tr> <tr><td>家具・家電処分費</td><td style="text-align: right;">15,000</td></tr> <tr><td>粗大ごみ処分費</td><td style="text-align: right;">10,000</td></tr> <tr><td>家具・家電購入費</td><td style="text-align: right;">5,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">123,000</td></tr> </tbody> </table> ※区※町 1-1-1 ※引越センター 東京営業所 事業者認可番号 関自〇第〇〇号	内 訳	金 額	車輜・運賃	25,000	人件費	40,000	梱包・開梱	15,000	エアコン・洗濯機設置料	13,000	家具・家電処分費	15,000	粗大ごみ処分費	10,000	家具・家電購入費	5,000	合計	123,000
内 訳	金 額																			
車輜・運賃	25,000																			
人件費	40,000																			
梱包・開梱	15,000																			
エアコン・洗濯機設置料	13,000																			
家具・家電処分費	15,000																			
粗大ごみ処分費	10,000																			
家具・家電購入費	5,000																			
合計	123,000																			

住所は部屋番号まで記入してもらってください。

現住所から転居先以外の経由地がある場合は
助成対象外です。

この分が
助成される
金額です

家具・家電
購入費は助
成対象外で
す

5. Q & A（よくある質問）



申請について

Q. 申請方法は？

A. オンライン申請を推奨しています。オンライン申請では、必要書類をスマートフォンで写真撮影いただいたもの等、データでの提出ができるため、住民票の写し等を余分に発行いただく必要がありません。

郵送および窓口で申請いただくことも可能ですが、書類の不足等があった場合に、再度郵送いただく必要があり、審査や助成金の受け取りまで時間がかかる場合がございます。なお、郵送料は申請者のご負担となります。

Q. 申請者について、世帯主でなければ申請できませんか。

A. 世帯主ではない方でも申請可能です。助成金の交付を受けようとする世帯のうち、いずれか一人が代表者として申請いただくようお願いいたします。

Q. 既に品川区の他の転居費用助成制度を利用した場合も、助成金はもらえますか。

A. 「転居費用助成について、品川区の他の助成制度を利用していないこと。」が助成対象の要件であるため、対象外です。重複して受給したことがわかった場合は、本助成金を返還していただきますのでご注意ください。

Q. 本事業を利用後、再度区内転居した場合、助成金はもらえますか。

A. 「申請者世帯の全員が過去にこの支援事業を利用していないこと。」が助成対象の要件であるため、一度本事業を利用したことのある世帯は対象外です。

対象要件等について

Q. 現在、品川区に1年間住んでいます。その前は、区外に住んでいたのですが、区外に住む前に1年ほど品川区に住んでいました。過去の在住歴を通算して「2年以上、居住している」と認められますか。

A. 過去の在住歴は通算できません。「申請日において区内に引き続き2年以上継続して住所を有し、現に居住していること。」が助成対象の要件です。

Q. 出生予定の子がいる（親子健康手帳が交付済の）場合、申請書の記載はどのように行えばいいですか。

A. 世帯構成を記載いただく箇所の氏名欄は「出産予定」と記入し、続柄欄は「子」、生年月日欄に出産予定日、年齢欄は「0」と記載してください。

Q. 引越し先の住宅が、勤務先の会社の社宅でも助成を受けることはできますか。

A. 社宅、従業員寮その他の企業等の福利厚生目的のための住宅、相続により取得した住宅および取得を伴わない親世帯への同居等は対象外です。

Q. 区営住宅や都営住宅への引越しは助成の対象になりますか。

A. 品川区営住宅、品川区立区民住宅、東京都営住宅、都民住宅への引越しは対象外です。

※東京都住宅供給公社（J K K住宅）の公社住宅、UR賃貸住宅は助成対象内です。

Q. 転居先を自宅兼事務所として使用予定です。助成金はもらえますか。

A. 自己居住用の住宅部分が対象住宅の要件を満たしている場合は、対象となります。

Q. 親族が所有する住宅に転居する場合も助成金はもらえますか。

A. 「申請者の名義で区内に新たに建築した住宅（注文住宅等）または購入した住宅（建売・分譲・中古戸建て住宅、新築・中古マンション等）、若しくは区内の民間賃貸住宅であること。」が対象住宅の要件であるため、対象外です。

Q. 子と別居している場合も助成金はもらえますか。

A. 助成対象である子育て世帯を「転居日もしくは申請日において、同居する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、親子健康手帳（母子健康手帳）が交付されている者の胎児を含む。）」を養育する世帯をいい、ひとり親世帯を含む。」としているため、対象外です。

Q. 現在は父親が単身赴任で区外に住んでいますが、母親および子が区内に2年以上住んでいます。品川区内の住宅に引越しをして、一緒に住みたいと考えていますが、対象となりますか。

A. 引越し先へ住所を定めた日の時点で、保護者のいずれかの方が区内に2年以上居住していれば、対象となりえます。

対象経費について

Q. 転居先の住宅で使用するための家具・家電を購入した場合は対象経費に含まれますか。

A. 新たに購入する家具・家電の購入費は対象外です。転居前の住宅で使用していた家具・家電を転居後の住宅に運搬・設置するための費用は対象内です



申請受付・問合せ先

品川区 住宅課 住宅運営担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36 (本庁舎6階)
TEL 5742-6776 FAX 5742-6963